

平成30年6月14日
国土交通省 九州地方整備局
筑後川ダム統合管理事務所

平成30年度松原ダム貯水池環境保全啓発委託の公告について

筑後川ダム統合管理事務所（松原ダム管理区間内）における、「ダムの管理に関する知識の普及及び啓発」の啓発活動委託に関し、実施団体を定めるために、一定の参加資格を有する団体を公募し、契約締結をすることとしました。

応募の期限は、平成30年6月25日（月）です。

技術資料等説明書の交付は、筑後川ダム統合管理事務所管理課、もしくは、筑後川ダム統合管理事務所松原ダム管理支所にて行います。

■問い合わせ先

国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 管理課 課長 原、専門官 林
電話：0942-39-6651（代）
FAX：0942-35-8242

平成30年度松原ダム貯水池環境保全啓発委託 特記仕様書（案）

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

本特記仕様書は、「平成30年度松原ダム貯水池環境保全啓発委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 条 業務内容

本業務内容は、本特記仕様書による外、各項目によるものとする。

- (1) 技術資料等説明書
- (2) 数量総括表
- (3) その他関連資料

第 3 条 監督職員との協議

本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合には、速やかに監督職員と協議してその指示を受けるものとし、受託者の独自判断で処理してはならない。

第 4 条 機密保持

受託者は、本件に関連して知り得た委託者側の機密保護を厳守しなくてはならない。

第 5 条 契約内容の変更

本業務における契約内容の変更は、数量総括表の数量に増減が生じる場合、新たに必要を生じることとなった作業、及び本業務における諸経費及び間接経費が必要と認められる場合など、監督職員と十分協議のうえ変更契約の対象とすることができる。

また、設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

第 2 章 業務内容

第 6 条 業務内容

本業務は、ダム貯水池に多くの生活ゴミなどが流れ込み、景観を損ねていることからダム上流域に暮らしている方々に対して、ダムの見学会を開催しダムの現状を知って貰うことで貯水池の環境保全への啓発を行うものである。

(1) 企画立案

本取組みの目的、主旨を十分理解した上で、活動計画を示すとともに、業務の遂行及び企画を立案し、業務計画書の作成を行うものとする。

(2) ダム見学会運営

ダム見学会では、ダム上流域の小学生や保護者などを対象に貯水池の巡視を行いゴミの状況説明及びダムの概要説明等行うものとし、実施内容は以下を計画している。なお、実施前には事前現地調査を行うものとし、実施場所は松原ダム支所内及び松原ダム堤体内とする。

【貯水池の巡視】

説明内容等：貯水池の巡視を行いゴミの状況などの説明を行う。なお、貯水池内巡視は、受注者にて準備する船に乗船して行うものとする。

開催回数：1回を想定。

参加予定数：40名を想定。

実施時期：監督職員と協議するものとする。

運営時間：4名×2時間

【ダム概要説明】

説明内容等：ダム堤体内の案内をし、当事務所の発行するパンフレット等を使用し概要説明を行う。

開催回数：1回を想定。

参加予定数：40名を想定。

実施時期：貯水池のゴミの状況説明と同じとする。

運営時間：4名×2時間

【送迎】

見学時の送迎は、受託者により行うものとする。

(3) チラシの作成

松原ダム貯水池のゴミなどの状況を取りまとめ、不法投棄等の啓発を行うためチラシを作成し配布する。

チラシの配布個所については、小国町及び南小国町を考えているが、詳細については、監督職員と協議すること。また、印刷部数は1,000部を予定している。

(4) 任意保険への加入

受託者は、本特記仕様書第6条第(2)項の参加者を対象に傷害保険及び賠償保険に加入するものとする。

(5) 報告書作成

本業務における活動実績について報告書として整理し、監督職員に提出するものとする。

第7条 現地作業、打合せ協議の基地

本業務に伴う積算上の基地は●●市役所とし、交通手段はライトバン1500CCと設定している。

第8条 打合せ協議

打合せは下記の区切りにおいて必ず実施するものとし、回数は3回とする。

(1) 本件着手時 1回 (2) 中間段階 1回 (3) 成果品納入時 1回

第3章 成果品

第9条 成果品

本件に関する成果品は下記のとおりとする。

なお、成果品の取りまとめ方法等については監督職員と協議するものとする。

- ・活動報告書 1式
- ・その他監督職員が指示する資料 1式

第 10 条 履行期限
履行期限は、平成 31 年 3 月 15 日までとする。

第 11 条 成果物の提出
成果物の提出場所は、国土交通省筑後川ダム統合管理事務所管理課とする。

第 4 章 その他

第 12 条 安全管理の指導徹底
受託者は、本委託の実施に際して、作業責任者及び作業員に対し安全に関する下記項目について指導を徹底しなければならない。

- (1) 作業内容及び作業時間の周知
- (2) 始業時、終業時連絡の周知
- (3) 作業機械等の安全な使用方法の周知
- (4) 作業上の安全なための注意事項
- (5) 災害時及び事故時の措置並びに連絡方法の周知
- (6) その他、作業員の安全確保に必要な事項

第 13 条 再委託
本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお前述に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) ダム見学の運営

第 14 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び (2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第 15 条 講習会への参加
受託者は、各地域の防災・環境教育、地域づくりなどの情報共有、活動における安全管理の充実など委託を実施する上で必要な河川の基礎知識等を習得するための講習会へ参加するものとする。

講習会の場所（基地）は、福岡県久留米市役所とし、交通手段は公共交通機関を想定している。

講習会には委託業務を実施する実務者 1 名で、1.5 日参加するものとする。
講習会は、9 月を予定しているが、詳細については発注者より連絡する。